

計画改定の方向性（案）【たたき】

■計画期間について

○令和8年度～令和17年度

○おおよそ5年後を目途に、計画の見直しを行う。

- ・国の基本方針（R7.7）において、住宅の耐震化の目標が、「令和17年までにおおむね解消」とされていることから、本市計画もこれに沿った形で、計画期間を設定し、耐震化を促進していきたい。
- ・①計画期間中に、国において大きな法改正や方針の改定も想定される。②時代に即した柔軟な施策の対応も必要となる。③令和10年に住宅・土地統計調査が実施される。こうしたことから、5年を目途に、見直しを実施する計画としたい。

■耐震化の目標について

○住宅 令和17年度末に「おおむね解消」

○要緊急安全確認大規模建築物 令和12年度末に「おおむね解消」

- ・国の基本方針（R7.7）及び計画期間と整合した目標設定としたい。
- ・住宅の耐震化については、全国平均より進捗（<R5>国：90%、北九州市：94%）
現行の取り組みを継続した場合、令和17年で98%をやや下回る推計。
- ・これまで特定建築物の耐震化目標を設定していたが、現状で95%を超えており、國方針でも目標が示されていないことから、市の改定計画でも目標は設定しない。
- ・特定建築物のうち、要緊急安全確認大規模建築物（法により診断義務化）については、大地震時に倒壊した場合のインパクトが大きいことから、引き続き、重点的に耐震化や除却・更新に努めていきたい。（市内74棟のうち、耐震性あり67棟(90.5%)）
- ・要安全計画記載建築物（緊急輸送路沿いの道路閉塞の恐れのある建築物など）については、迂回路でのルート確保が可能であることから、現計画では位置付けしていない。また、福岡県の計画改定でも位置付けは行わない方向で検討されている。こうしたことから、現時点で改定計画への位置付けは想定しておらず、目標設定は行わない。
- ・市計画として、「おおむね解消」という目標が適切かどうか（率を示す方法もある。）ご意見をいただきたい。

■取り組み施策について

- 現行の取り組みは、継続する。【資料5】
- 国からの要請事項（R7.7、15項目）について、本市の耐震化促進に必要なものを計画に盛り込み、取り組みを推進する。【資料10】
- 特に、木造戸建住宅の耐震化が不十分であることから、新たな取り組みも加え、耐震化を加速化させる。
- 市有建築物の耐震化については、ほぼ100%に近いところに到達しているため、進捗管理のみとし、改定計画の中では、特段の記載は行わない。

- ・国の要請事項については、リバースモーゲージ型ローンの活用など計画に盛り込むべき内容もある。要請事項について、本市の実情に応じ、計画記載を考えたい。
- ・木造戸建住宅について、耐震化率の向上には、旧耐震住宅を除却して、新耐震住宅に住替える視点も重要。特に高齢者世帯の住替え（建替え）誘導を促進する取り組みを計画に盛り込みたい。
- ・こうした新たな取り組みの直接・間接の効果により、住宅の耐震化率の上積みを図りたい。（現行の取り組みを継続した場合の推計 R17 97.6% + α）